

第七回

本会としては速かにその確定を期待してやみません。

会期も幾何も無く御繁務の中であ
ますが、是非本国会において右法

会期も幾何もなく御事務の中でありますが、是非本国会において右法案が成立いたしますよう格別の御配意を願います。

尚、名古屋市長から「建築基準法通行に御壓力を請う」という電報が参つ

尙 名古屋市長から「建築基準法通過に御盡力を請う」という電報が参つております。

○石坂豊一君 昨日もちよつと質疑に合せて意見を述べておいたのであります

合せて意見を述べておいたのであります。新憲法実施以来、民主主義政治

合せて意見を述べておいたのであります。したが、新憲法実施以来、民主主義政治体系にあらゆる機構を改正するため、続々として法令の改廃が行われて

おるであります。この建築基準法も都市建設及び国民生活の文化的傾向を

て、これは最も国民生活に、殊に都会再建に対する重大な関係のある基本法と私共考えておるのであります。この法律につきましては、従来の建築制限であるとか、或いは区劃整理等に種々なる影響を来たしておるのでありますから、従来これに、旧法にならずにおつたものから見ると一大変革であるとい

と考える。かような場合に、あるいは、この新法を実施するために、突如として行われる各種のトラブルを成るべく少くして、この新法のつまり恩恵と言おうか、利益と言おうか、法的権限をよく各関係者が理解するようにしなければならんと私共考える。で、つきましては、多年建設、建築の監督、その他指導に当つておつた多数の職員その他に対して、或いは社会保障制度の

か恩給の継続の問題につきましては運用においてできますことは実際の運用においていろいろ／＼斡旋をいたしまして目的を果すようにいたしたいと思えますし、又一部法令の改正を必要とする面もありますので、その点につきましては速かに法令の改正について考慮いたしたい、こう考えます。

○久松定武君 私は防火地域の点についてお伺いしたいのですが、特に大都市においては防火地域というものが広範囲に亘つて指定されておりますが、この耐火構造をすることを原則としておるいろいろの規定があるようでありますが、この建築を仮にいたすとしても相当な費用を要する。これに対しては見返資金を使えるようになるのでおるのでありましょうか。その点をお伺いしたいのですが……。

○政府委員(伊東五郎君) 耐火構造がこの法案によりまして強制されますので、小さな建築物は別でございます。

し、加えるべきものは加えて行かなければならんと考えております。で、この場合に、見返資金をこの耐火建築をやる場合に融通できるかというお話でございまして、見返資金というふうに、直接そういう金の出所までは考えておりませんが、昨日実は衆議院でこの都市不燃化促進に関する決議がございましたが、この場合に建設大臣からも所見を申述べたのでございますが、国庫補助とか資金の融通につきましては、この法案が成立いたしましたならば十分努力すると、こういうことを申上げております。具体的に申しまして、補助を出すということになりますと、これは国の予算に関係しますので、今年度はむずかしいのでございますが、来年度は建設省としては、是非補助を出すような途を開きたいと、こういうふうに考えております。それから補助もですが、この木造との差額の資金の融通について考えることが一番急務だと

が、一般の建築物については、只今この防火地区を指定しておりますのが、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、函館、これだけの七つの市の、主として中心部の商業街路の沿線というような所を指定しております。東京だけでは特にそういう沿線だけでなく、もう少し広く指定せられております。これは終戦後拡張したものでございますが、この東京都の指定につきましては、この法案と睨み合せて、実際の指定は更に検討しなければならんと思っております。縮小すべきものは縮小

思いますし、これについては預金部資金か、場合によっては見返資金とかいうものから出すように努力したいと思っております。現に最近の熱海の火災に伴いまして、あれは小都市ではありますけれども、この際には是非耐火建築を促進したいという意味で、甲種防火区域を早速指定をいたしまして、そうしてこの資金について只今預金部から出すようにいろいろ努力しておりますので、司令部と折衝しておるのでございまして、非常にこの都市の不燃化につきましては、関係方面でも相当同情ある

御協力をして頂いておりますので、是非我々としても実現するようにいたしたいと考えております。

○久松定武君 もう一つ伺いますが、今のお話ですと、東京都のごとき、防火地域というものは非常に広範囲に亘り過ぎておられるような局長のお話を承つたのであります。が、縮小するということもあつたのですか。これは今最も必要なのは、耐火建築をまず、大都市では作らなければならぬ、そういう時機において縮小するというお考えはどういう意味なんですか。

○政府委員(伊東五郎君) これはもう少し只今の説明が足りませんでした。が、東京都の防火地域は根本的な方針としては、将来あるべしということとで、相当終戦後経済力、資材なんかの関係から言ひましても無理でありましたが、将来のことを考えまして非常に拡張したんです。併し実際の運営におきましては、そのうちのほんの一部、丸ノ内界隈だけを本則通り実施をしておりまして、その他の大部分というものは緩和地域と言つております。防火地域ではあるが、しばらく木造の造家、つまり、ここで言います準防火地域の制限をしてるのであります。看板は防火地域であつて、実際やつておるものは準防火地域である、このこととからして、それもこれは一つの行き方でありまして、今回はそういう看板と実質とは違ふというところは止めまして、看板通り実施したいと、こういうふうにいひまして、ブラックを認めないのであります。従つて現在やつておる、緩和しない本当の防火地域はそのまま今度は防火地域に移り移ることは当然でございますが、その他の区域

については、緩和しておる区域については、更に検討しませんが、そのまゝこれで行くというところは、場所によつては強化し過ぎるという場合もあると思ひますので、その点を検討してみたい、こういうことを申上げたのであります。結果としましては、防火地域は、東京については、縮小されるということとはあり得る、その部分は準防火地域に移り替へることがあり得ると思ひます。

○岩崎正三郎君 この建築主事の資格検定委員というのがありますが、学識経験者、建築上に関して経験のある……何かこれについてはどういふ団体から出すとか、どういふ方面から出すとかいふ試案はあるのですか。

○政府委員(伊東五郎君) これについては、法案には具体的に書いておりませんが、特に建築に関して、或いは建築行政に関して深い経験のある方を選任したいと思つております。広く民間から選任したいと思つております。

○岩崎正三郎君 特定の団体を標準とするというところはこれはないのですか。まあつまり建築学会とか何とか……。

○政府委員(伊東五郎君) 別に選任の母体を民間団体に求めるということまでは考えておりませんが、まあ勢いそういうところで候補者を出して貰うというふうなことになると思つております。

○久松定武君 もう一つ伺いたいのは、この本年度から進駐軍の使用家屋というものを相当増築するようでありますが、新築するようでありまして、これらの家屋というものはやはり

この規定が適用されるものでありましようか。関係ないのでございませうか。

○政府委員(伊東五郎君) この法案は、国のものでありまして、公共団体のものでもありまして、民間のものでもありまして、一様に適用することになつております。この点は、従来はとかく国のものは実質的に適用しないことになつておりました、非常に違反が多かつたのであります。これはもうこの国でもやつていくことでありますが、国はもう率先してやらなきゃならぬと思つております。従ひまして今度進駐軍の住宅、これは見返資金で日本政府が建てるものでありますので、当然にこの規定は全部適用になります。

○岩崎正三郎君 これは昨日質問のあつたことですけれども、第五十五條の建築物の面積、建築面積のこととございませう。これは前の法律と比較してどういふふうになつてゐるか。参考のために詳しく御説明願ひたい。

○政府委員(伊東五郎君) 五十五條は、現在は住居地域、準工業地域、工業地域、これは十分の六でございませう。それから商業地域は十分の八でございませう。今度変更したのは、住居地域その他では十分の六に、別に九坪を加へる、九坪の空地を加へるということになるのでございませう。それから商業地域では十分の七に変わるでございませう。その代りこの防火地域内のこの耐火構造のものは十分の一を加へる、こういうことになつておりますが、その面では変つておりません。

○島田千壽君 この法案は国民が健康

にして文化的生活を営むという見地に立つて考へますと、可なり進歩した法案であつて、これに對して我々は反對の意見を持たないけれども、併しなから一部修正なり、且つ又考慮を拂わなきやならん面があるかのように考えますので、一応休憩をいたして頂きたい。そして我々としても各会派の意見もありましようから、一応その方面をまとめてお願ひしたいと思ひますが、そこで一応審議はこの程度で打切つて休憩して頂きたいと思ひます。

○委員長(中川幸平君) 島田君の御意見に御異議ありませんか。

○委員長(中川幸平君) いや異議なしと認めます。それで午後二時まで休憩いたします。

午後二時五十分開会
○委員長(中川幸平君) 休憩前に引続き會議を開きます。建築基準法案について質疑を続けます。

○久松定武君 建築基準法によりまして大幅に地方自治体に建築行政が移譲されるようになりますが、これに関連する都市計画の方面は、これはやはり大幅に移譲する意思が政府にありますか、その点をお伺ひしたいのです。

○説明員(中田政美君) 只今久松委員から御質問の点は非常に重大な御質問のように存じますが、御承知の通り今回提案いたしました建築基準法は都市計画法と姉妹法律でありまして、都市計画法の背景とは表裏一体をなす関係にございませう。従ひまして、今後都市計画法の検討に當りましては、勿論都市計画そのものが都市の自治体に重大

な関係がありますので、この点については十分検討を要する点があるかと存じております。どの程度現行法より自治体の方へ移譲するかにつきましては今後十分研究をいたしまして、この法案との平仄が合うように調和が取れるようにいたしたいと考えております次第であります。

○島田千壽君 政府委員にちよつとお尋ねしたいのですが、この基準法を実施するに當りまして、例えば従来取扱つておつた部門が地方自治体に移つて来るので、その間の事務的取扱、その他の点について可なり幅渡された困難な事情が伴つて来るということが想像できるのであります。が、実施の時期等について相当余裕期間を置いてすべからうというふうな事務的な手続が完了されて準備ができて実施するということも含みなり用意なりが政府の方にあられるかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(伊東五郎君) 只今お話のように、この建築基準法案の前身であります市街地建築物法案は三十年間都道府県においてこれを取扱つておりましたので、これを市の希望によつて市に移すという場合におきましては、この移り替へに伴う混乱のないように十分注意したいと思つております。

この法案によりまして市が建築主事を置いてこの事務を担当することができ、こうなつておりました、そうでない場合には、都道府県は建築主事を置いてこの事務を取扱わなければならぬと、都道府県に義務づけられておりました、市の方には途を開いておるのでございませう。建設省としましては無理に市の方に早くこれを移すという

ような考は毛頭持っておりません。全くこれは市町村の自発的な考によつてやるものと思つております。ただ建設省の方の考といたしましては、その間市に移す場合に十分その態勢ができるようになつてから扱うように、又市といたしましては、県と協議の上でこれを市に移すというのを決めなければならぬ立場にありますが、その協議の際に十分余裕期間と申しますか、準備が整つた上でこれを移すというふうにやりたいと考えております。

○島田千壽君 了承。

○岩崎正三郎君 今までの質問で問題のあるところが分つたやうであります。が、それで政府に質問して置きたいのは、問題はやはり四十二條の二項の問題と、それから五十五條の問題だと思つております。これは政府でもいろいろ考へておるやうな趣であります。が、次の機会に政府では何か修正でもしようという考はありますか。或いは何か別の項目を以て補うとか、問題を少くするような考慮を持つておられますか。

○政府委員(伊東五郎君) 四十二條と五十五條の問題でございまして、四十二條は、この建築物を建築する場合に道路に接した敷地でなければ建てられないということになつております。その道路というものはさういふものではないことを四十二條に規定しておるわけでございます。四十二條の問題につきましては、前に委員の方から御質疑があつたのでございますが、この法案におきましては大体四メートル以上のものが道路だというのが原則でございます。これは昭和十一年に市街地建築物法が改正されて、その前

には九尺以上のものが道路であるところになつております。それ以上広く必要とする場合には、別に建築線を指定して四メートルに大体指導してやつていたのであります。昭和十一年に改正になりました。四メートルを原則として、それ以下のものは道路と見ない、こゝういふことに改めたのであります。今回の提案におきましては四メートルの原則は従来通りに継承したわけでございます。ただ御質疑にありました通り、現実には市街地にはまだ古くからの九尺程度の道がかなり沢山ある。そこに現実には家が建つておるわけでありまして、それに面して家を新たに造つたり、改築したりする場合には、この四メートルというものを原則だけで見ますと非常に無理な場合が出て来る。それでここに大体四十二條の第二項に幅一・八メートル以上、つまり一間以上のものの既存の道路は両側に二メートルずつの後退した線、これを以てその道路の境界線と見做す、つまり九尺の道でありまして二尺一寸引込んで建てればこれで道路と見做して家が建てられる、こゝういふことにしたのでございまして、この点につきましては現在市街地建築物法には直接規定はございませんが、各都道府県の細則でこれと同じことをみな規定しております。それと同じことをやるのであります。それで新たにその制限を強化したということにもなりませんので、差支ないのではな

いかというふうな考へております。それから五十五條の問題でございまして、これは今回制限を強化したわけでございます。この点につきましては、すでに内容の変つた点などにつきましては御説明申し上げましたから、繰返

して申し上げますが、この点は尙將來共実施いたしてみまして、無理があつた場合には改正することも必要と思ひますが、只今のところではこの程度のことは建築基準法を決める以上はやる必要があるのじやないか、こゝういふふうな考へておる次第であります。

○久松定武君 そうしますと、今の四十二條、五十五條の規定に関連しまするが、この附則を見ると、実施が公布の日から三ヶ月乃至六ヶ月の後に施行される。そういう観点よりしまして、現在新築しつゝある家とか六ヶ月後までに完成するという家に対してはこの法律は適用されない、そういうことではございまいですか。

○政府委員(伊東五郎君) 第三條の第三項によりまして、この法律や命令の施行のときに、現に模様替え、修繕その他建築の工事中のものは、その部分は適用をしないということにいたしております。

○島田千壽君 実施の時期等について、先程も局長の説明で大体了承できていると思ひますが、第一この五十五條の問題なんです、これは我々が公平な見地から見まして、実に苛酷な法案であつて、むしろ建築をすべからずと、かようなことにも解釈し得られると思う。第一、例えば三十坪の面積を十坪天引きするといふやうな行き方は、どうも常識的に考へて見て面白くないと思ひます。そこで例えば、敷地面積の何割を残すんだといふやうなことに將來政府の方で責任を以て訂正をする意思があるといふやうなことがはつきり我々に認識できん限りは、どうもこの法案に対して全面的に賛成の意を表するこ

とが私は困難ではないかと思ふので、大体現在の国民経済の状況といふものは、すでにもう政府委員も御存じのごとく、二進も三進もいれないから、持たざるどころの者に對して一軒の住宅でも当てがおうといふのが、先般国会で以て結論を得ましたる住宅金融公庫の設置法案である。かようなことになつておるわけなんだから、前者の法案に比較対照してみても、あまりに苛細国民に對する苛酷な法案であるといふ言わざるを得ないと思ふ。さういふやうな点について、かなり大幅なところの修正の意思の表示がない限りは、どうも我々は納得し難いと思ふのだ、この点に對して局長は如何なる考を持たれるのですか。一応お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(伊東五郎君) いろ／＼御意見を伺ひまして、御尤もな点も多々あると思ひますので、この法案が通過いたしましたとしても、施行までに相當の猶予期間もございまして、その間に只今の御趣旨の点は十分研究いたしまして、成るべくその線に沿つて改正案を考へて見たいと考えております。

○島田千壽君 責任を以て私の趣旨に副うべく考慮を拂うといふことに御訂正願ひませんか。

○政府委員(伊東五郎君) 大体その趣旨のことを申し上げたつもりでございまして、御承知の通りのこの法案作成については関係もございまして、この改正案を作成したことにつきましては、その責任を以てこゝで答へ申上げておきます。(了承と呼ぶ者あり)

○委員長(中川幸平君) 別に御発言もなければ、質疑は終了したものと認め

て御異議ございせんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(中川幸平君) 御異議ないと認めます。

それでは直ちに討論に入ります。御意見のおありの方は、それ／＼賛否を明かにして述べを願ひたいと思ひます。

○島田千壽君 私はこの建築基準法は、本當に国民が健康にして文化的生活を維持するに必要な法案であると深く信じて疑わん者です。併しながら法案の実施の時期その他についていろいろ意見がございましたが、先程局長の説明でこの点了承が一応できるものであります。同時に一部大幅な修正或いは訂正の面もあるものでありますけれども、總じて政府委員の御説明、御決意によつて了承がございまして、さうな点から本案に對しましては賛成の意思を表するものであります。

○久松定武君 私も島田君の御説のやうに條件つきで賛成するものであります。それは今もお話がありましたやうに第四十二條、第五十五條は、本来ならばもつと検討するべき問題であると思ひます。が、政府の本案の提出が甚だ急いで、僅か三日間にこれを検討せよといふやうなことは、十分な我々は時間の余裕といふものも持たない。元來ならば、このような重要な、殊に地方において非常な影響のある法案といふものは、もつと検討するべきものであると思ひます。が、今の政府の御趣旨によりまして大体了承いたしましたから、四十二條、五十五條のこの二つの條項の中の部分を近い機会に修正して頂くこと

を條件として私はこれに賛成いたします。

尚もう一つ私の望むところは、この基準法がこの度都道府県から市町村の事務に一任される、そうして又移譲に際しては事務上空白を生ずる虞れもあり、建設大臣、都道府県の知事、市町村長の間に十分緊密な連絡を取つてこの問題を処理して頂きたい。これが私の希望であります。

○石坂豊一君 私は我々同志同僚を代表しまして本案に賛成を表するものであります。元来我が国の建築は、ずつと長い伝統を継ぎ、高尚なものにつきましては、一種の東洋趣味を持ち、特色を発揮しておりますけれども、如何せん、主として木造を主として建設をいたしておりますのと、且つ又交通機関の關係上狭い道路に面してお互いに非常に接近して建築してあるというようなことで、到るところの都会が今日の文明国に比較して見ますと非常に劣りがするのであります。然るところ不幸にして戦敗になりまして、戦争中多くの都会が焼野原となりました。このときにおいて都会を再建するに絶好の機会でありますから、相対して恥かしからざることを準備を進めておくということは必要と考えるのであります。この基準法はその点から申しますと大切な法案であつて、我々は今後有形的文化を都会において建設するというのは最も必要なものと考えるのであります。如何せん、長い間の法制がこの基準法と撞着するような点もありますし、殊に中

央集権的の制度が一朝にして民主主義に変わりましたために、法律の定める結果非常な変革を来いたしますために国民に迷惑を與へ、又多年その事務に従事しておつたものに対して誠に手違ひを来たさしめておる点が甚だ多いのであります。我々はその点から考えまして、これを憂えて政府に質疑をしたのであります。政府においてこの点を相当調和を取り、而して本建設の基準法の目的とするところに十分の注意を以て実施すると言言質を信用しまして、本法草案の本旨が首尾よく完成して都会再建に役立つようになり、という趣旨を以ちまして本案に賛成を表するものであります。

○岩崎正三郎君 本案は大体進歩的な方向を取つておるといふので、概括的に賛成いたすわけでありますが、先程も同僚委員が言つたようにいろいろの問題があり、そうして政府もやつた上で諸般の事情を見て修正したいという意向があるようでありますが、その点において私共も同感であります。若し政府の修正というものができないような場合には、これは議院としても修正したいということを皆さん同僚議員にお願ひしてこの案に賛成したいと思ひます。それから附け加へまして、やはり従来建築關係の法律と新しいものの運営について、都道府県と市町村との間にいざ／＼の人的交流があると思ひます。この点は政府の御説明によりますと、どん／＼人が殖えるのだから失業とかいふようなものはなからうというふうなお話であります。併し複雑な事情の世の中なか／＼政府のおつしやる通りになるかならないか心配いたしております。この点は特段に

政府でも御注意願つて市町村の方にも氣をつけてやつて貰う、さういふ希望を附け加へまして賛成いたしたいと思ひます。

○委員長(中川幸平君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(中川幸平君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(中川幸平君) それではこれより採決に入ります。建築基準法案について採決いたします。本法案を原案通り可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

○久松定武君 希望を付けません。

○委員長(中川幸平君) なる希望付きです。

○島田千壽君 局長も責任をとると言ふのだから……。

○委員長(中川幸平君) 全会一致、可決されました。

尚本会議における委員長の日頭報告の内容は本院規則第四條によつて予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願ふことに御異議ありませんか。

○委員長(中川幸平君) 御異議ないと思ひます。

それから本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附すること

になつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
岩崎正三郎 島田 千壽
石坂 豊一 大隅 憲二
柴田 政次 久松 定武

○委員長(中川幸平君) 署名洩れはございませんか。……署名洩れはないと思ひます。

○委員長(中川幸平君) それからちよつとお諮りいたしますが、昨年十二月三日以来調査いたしておりました建設事業一般並びに国土その他諸計画に関する調査の未了報告書を提出いたすのであります。その内容を委員長に御一任下さることに御異議ありませんか。

○委員長(中川幸平君) 異議ないと思ひます。それではこれにも御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
岩崎正三郎 島田 千壽
石坂 豊一 大隅 憲二
柴田 政次 久松 定武

これで付託の議案は全部議了されました。

○委員長(中川幸平君) 次に請願、陳情も今日の公報に載つております三件だけあります。それを如何ようにいたしますか。三件残つておりますが、一つ解決して頂きたいと思ひます。

○岩崎正三郎君 この請願は緊急に決定しなければならぬというものもないように私は思うのでございますが、今日はどうですか……。

○委員長(中川幸平君) 二と三につき

まして法制意見第一局長がお見えになつておりますから、ちよつと説明を聴いておきましょう。

それでは請願一千三百二十九号、岡山地方支務局津山支局庁舎建設に関する請願、請願二千八百八号、宮崎地方支務局延岡支局庁舎新築に関する請願、この二件を一括議題といたします。法制意見第一局長。

○政府委員(岡咲昭一君) 只今議題になりました岡山地方支務局津山支局庁舎建設工事促進の請願に対するお答えを申し上げます。法務局及び地方支務局並びにその支局の庁舎は、その発足当初の昭和二十二年においてこれを建設すべきものでございまして、国家財政の事情その他の事情によりまして、その実現を見ません。昭和二十三年度及び昭和二十四年度において若干の庁舎を建設することができると止まりまして、大部分はまだ裁判所庁舎の一部に使用している現状でございます。然るに法務局及び地方支務局の取扱う事務はその後ますます多きを加えて参りまして、国民の皆様非常に御不便をかけておる点もございまして、庁舎の建設は極めて焦眉の問題となつておるのでございます。当局といたしましては、その解決に種々考慮を拂つておる次第であります。陳情の岡山地方支務局津山支局庁舎建設につきましても、昭和二十五年年度において若干考慮できる見通しがつきましたので、昭和二十五年年度におきまして是非これを實現したい所存でございます。

次に宮崎地方支務局延岡支局庁舎建設についての請願でございますが、御趣旨は誠に御尤もでございます。御分予算を伴うことでございます。

何分予算を伴うことでございます。

何分予算を伴うことでございます。

何分予算を伴うことでございます。

何分予算を伴うことでございます。

何分予算を伴うことでございます。

で、延び／＼になつておりましたが、近い将来に支局庁舎建設に着手できるであらうという見通しを持つておる次第でございます。

○委員長(中川幸平君) どうです、これ二件。

〔採択と呼ぶ者あり〕

○委員長(中川幸平君) それでは採択と決定いたしてよろしうございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川幸平君) 御異議ないものと認めてさよう決定いたします。あとまだ一件ありますが、都市局長も見えておりませんから、それでは暫時休憩いたします。

午後三時二十二分休憩

午後四時五十九分開会

○委員長(中川幸平君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日は都合によりこの程度で散会いたします。

午後五時散会

出席者は左の通り。

委員長

中川 幸平君

理事

岩崎正三郎君

委員

島田 千壽君

石坂 豊一君

大隅 憲二君

柴田 政次君

久松 定武君

政府委員

検事(法制意見第一局長)

岡咲 恕一君

建設事務官

伊東 五郎君

(住宅局長)

八嶋 三郎君

建設事務官

(都市局長)

説明員

建設事務次官 中田 政美君

昭和二十五年五月二十三日印刷

昭和二十五年五月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所